

○国家公安委員会規則第十二号

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和五年七月十日

国家公安委員会委員長 谷 公一

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

（警察官等拳銃使用及び取扱い規範の一部改正）

第一条 警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように

改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(用語の定義等)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三百三十六号。以下「法」という。)第七条ただし書第一号に規定する「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる凶悪な罪」に当たる罪を例示すると、次のとおりである。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 前二号に掲げる罪のほか、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われる罪として次に掲げるもの</p> <p>イ 刑法第七十七条第一項(不同意性交等)、第二百二十五条の二(身の代金目的略取等)及び第二百三十六条(強盗)の罪</p> <p>「ロクト 略」</p>
改正前	<p>(用語の定義等)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>イ 刑法第七十七条(強制性交等)、第二百二十五条の二(身の代金目的略取等)及び第二百三十六条(強盗)の罪</p> <p>「ロクト 同上」</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(警備業の要件に関する規則の一部改正)

第二条 警備業の要件に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後

(重大な不正行為)

第一条 警備業法(以下「法」という。)第三条第三号の国家公安委員会規則で定める重大な不正行為は、次のとおりとする。

一 「略」

二 次に掲げる罪のいずれかに当たる違法な行為

ア 刑法(明治四十年法律第四十五号)第八十条、第九十条第一項、第一百条第一項、第一百十二条、第一百七十七条第一項、第一百九条、第一百二十条、第一百二十五条から第一百二十八条(第一百二十四条第一項に係る部分を除く。)まで、第四百四十六条、第七十七條、第七十九條第二項、第八十条(第七十七條及び第七十九條第二項に係る部分に限る。)、第八十一条第二項、第九十九条、第一百三条(第九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百二十五条から第二百二十六条まで、第二百二十七条第二項若しくは第四項、第二百二十八条(第二百二十四条並びに第二百二十七条第一項及び第三項に係る部分を除く。)、第二百三十五条から第二百三十六条まで、第二百三十八条から第二百四十条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項、第二百四十三条、第二百四十六条、第二百四十八条から第二百五十条(第二百四十七条に係る部分を除く。)まで、第二百五十三條又は第二百五十六條第二項に規定する罪

改正前

(重大な不正行為)

第一条 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

ア 刑法(明治四十年法律第四十五号)第八十条、第九十条第一項、第一百条第一項、第一百十二条、第一百七十七条第一項、第一百九条、第一百二十条、第一百二十五条から第一百二十八条(第一百二十四条第一項に係る部分を除く。)まで、第四百四十六条、第七十七條、第七十八條第二項、第七十九條第二項及び第八十条(第七十七條、第七十八條第二項及び第七十九條第二項に係る部分に限る。)、第八十一条第二項、第九十九条、第一百三条(第九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百二十五条から第二百二十六条まで、第二百二十七条第二項若しくは第四項、第二百二十八条(第二百二十四条並びに第二百二十七条第一項及び第三項に係る部分を除く。)、第二百三十五条から第二百三十六条まで、第二百三十八条から第二百四十条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項、第二百四十三条、第二百四十六条、第二百四十八条から第二百五十条(第二百四十七条に係る部分を除く。)まで、第二百五十三條又は第二百

五十六条第二項に規定する罪

「イ」シ 同上」

三 「同上」

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第二条 「同上」

一 「同上」

二 刑法第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項、第三百三条、第四百四条、第四百五条の二、第四百七十五条、第四百七十七条、第四百九十二条第二項、第四百八十条(第四百七十七条及び第四百七十九条第二項に限る。以下この号において同じ。)、第四百八十一条第二項(第四百七十七条、第四百七十九条第二項及び第四百八十条に係る部分に限る。)、第四百八十五条から第四百八十七条まで、第四百九十九条、第二百一条、第二百三条(第四百九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十七条第一項(第二百五条から第二十六条の三まで、第二百二十七条第一項(第二百五条及び第二十六条から第二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。))から第四項まで、第二百二十八条(第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分

「イ」シ 略」

三 「略」

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

一 「略」

二 刑法第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項、第三百三条、第四百四条、第四百五条の二、第四百七十五条、第四百七十七条第一項若しくは第三項、第四百七十九条第二項、第四百八十条(第四百七十七条第一項及び第三項並びに第四百七十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第四百八十一条第二項(第四百七十七条第一項及び第三項、第四百七十九条第二項並びに第四百八十条に係る部分に限る。)、第四百八十二条第三項、第四百八十五条から第四百八十七条まで、第四百九十九条、第二百一条、第二百三条(第四百九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二十六条の三まで、第二百二十七条第一項(第二百五条及び第二十六条から第二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。))から第四項まで、第二百二十八条(第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分

六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百四十條及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十六條（第六十條の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十六條の二（第六十條の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十九條、第二百五十條（第二百四十六條、第二百四十六條の二及び第二百五十九條に係る部分に限る。）、又は第二百五十八條から第二百六十一条までに規定する罪

〔三〇四十六 略〕

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

〔イ〇ニ 略〕

ホ 組織的犯罪処罰法第六條の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

(1) 「略」

に限る。）、第二百二十八條の三、第二百三十四條、第二百三十五條の二から第二百三十七條まで、第二百四十條（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三條（第二百三十五條の二、第二百三十六條、第二百四十條及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十六條（第六十條の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十六條の二（第六十條の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十九條、第二百五十條（第二百四十六條、第二百四十六條の二及び第二百五十九條に係る部分に限る。）、又は第二百五十八條から第二百六十一条までに規定する罪

〔三〇四十六 同上〕

四十七 「同上」

〔イ〇ニ 同上〕

ホ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 刑法第七十七条第一項若しくは第三項、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六條又は第二百四十六条の二に規定する罪

〔(3) 略〕

(28) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第 号）第三条第二項又は第五条第一項若しくは第二項に規定する罪

へ 「略」

〔四十八 五十九 略〕

六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までに規定する罪

(2) 刑法第七十七条、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六條又は第二百四十六条の二に規定する罪

〔(3) 略〕 同上

〔号の細分を加える〕

へ 「略」

〔四十八 五十九 同上〕

〔号を加える〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

二百二十八条（第二二十五条、第二二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百四十条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十六条（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十六条の二（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十九条、第二百五十条（第二百四十六条、第二百四十六条の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。）、又は第二百五十八条から第二百六十一条までに規定する罪

〔三〕四十六 略

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

〔イ〕ニ 略

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

二百二十六条の三まで並びに第二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百四十条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十六条（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十六条の二（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十九条、第二百五十条（第二百四十六条、第二百四十六条の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。）、又は第二百五十八条から第二百六十一条までに規定する罪

〔三〕四十六 同上

四十七 「同上」

〔イ〕ニ 同上

ホ 「同上」

(1) 「略」

(2) 刑法第七十七条第一項若しくは第三項、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六条又は第二百四十六条の二に規定する罪

〔(3) 略〕

(28) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第 号）第三条第二項又は第五条第一項若しくは第二項に規定する罪

へ 「略」

〔四十八 五十九 略〕

六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までに規定する罪

(1) 「同上」

(2) 刑法第七十七条、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六条又は第二百四十六条の二に規定する罪

〔(3) 同上〕

〔号の細分を加える〕

へ 「略」

〔四十八 五十九 同上〕

〔号を加える〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

二百二十八条（第二百五十五条、第二百五十五条の二第一項、二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百四十条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十六条（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十六条の二（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百五十条（第二百四十六条、第二百四十六条の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。）、又は第二百五十八条から第二百六十一条までに規定する罪

〔三〕四十六 略

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

〔イ〕ニ 略

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百四十条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十六条（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十六条の二（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百五十条（第二百四十六条、第二百四十六条の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。）、又は第二百五十八条から第二百六十一条までに規定する罪

〔三〕四十六 同上

四十七 「同上」

〔イ〕ニ 同上

ホ 「同上」

(1) 「略」

(2) 刑法第七十七条第一項若しくは第三項、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六条又は第二百四十六条の二に規定する罪

〔(3) 略〕

(28) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第 号）第三条第二項又は第五条第一項若しくは第二項に規定する罪

へ 「略」

〔四十八 五十九 略〕

六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までに規定する罪

(1) 「同上」

(2) 刑法第七十七条、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六条又は第二百四十六条の二に規定する罪

〔(3) 同上〕

〔号の細分を加える〕

へ 「略」

〔四十八 五十九 同上〕

〔号を加える〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正)

第五条 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後

銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

一 「略」

二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第三百三条、第三百四条、第三百五条の二、第三百五十五条、第七十七條第一項若しくは第三項、第七十九條第二項、第八十条（第七十七條第一項及び第三項並びに第七十九條第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第八十一条第二項（第七十七條第一項及び第三項、第七十九條第二項並びに第八十条に係る部分に限る。）、第八十二条第三項、第八十五条から第八十七条まで、第九十九條、第二百一條、第二百三條（第九十九條に係る部分に限る。）、第二百四條、第二百五條、第二百八條、第二百八條の二、第二百二十條から第二百二十三條まで、第二百二十五條から第二百二十六條の三まで、第二百二十七條第一項（第二百二十五條及び第二百二十六條から第二百二十六條の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）から第四項まで、第二百二十八條（第二百二十五條、第二百二十五條の二第一項、

改正前

〔同上〕

一 「同上」

二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第三百三条、第三百四条、第三百五条の二、第三百五十五条、第七十七條、第七十九條第二項、第八十条（第七十七條及び第七十九條第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第八十一条第二項（第七十七條、第七十九條第二項及び第八十条に係る部分に限る。）、第八十五条から第八十七条まで、第九十九條、第二百一條、第二百三條（第九十九條に係る部分に限る。）、第二百四條、第二百五條、第二百八條、第二百八條の二、第二百二十條から第二百二十三條まで、第二百二十五條から第二百二十六條の三まで、第二百二十七條第一項（第二百二十五條及び第二百二十六條から第二百二十六條の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）から第四項まで、第二百二十八條（第二百二十五條、第二百二十五條の二第一項、第二百二十六條から第二百二十六條の三まで並びに第二百二十七條第一項から第三項

第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。
（第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百四十条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十六条（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十六条の二（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百五十条、第二百五十条（第二百四十六条、第二百四十六条の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。）、又は第二百五十八条から第二百六十一条までに規定する罪

〔三〇四十六 略〕

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

〔イ〇二 略〕

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

(1) 「略」

まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百四十条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十六条（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十六条の二（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百五十条、第二百五十条（第二百四十六条、第二百四十六条の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。）、又は第二百五十八条から第二百五十一条までに規定する罪

〔三〇四十六 同上〕

四十七 「同上」

〔イ〇二 同上〕

ホ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 刑法第七十七条第一項若しくは第三項、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六條又は第二百四十六条の二に規定する罪

〔(3) 略〕

(28) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第 号）第三条第二項又は第五条第一項若しくは第二項に規定する罪

へ 「略」

〔四十八 五十九 略〕

六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までに規定する罪

(2) 刑法第七十七条、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六條又は第二百四十六条の二に規定する罪

〔(3) 同上〕

〔号の細分を加える〕

へ 「略」

〔四十八 五十九 同上〕

〔号を加える〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(古物営業法施行規則の一部改正)

第六条 古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

二百二十八条（第二百五十五条、第二百五十五条の二第一項、二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）
七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）
、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。）若しくは第三項（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百四十条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）
、第二百四十六条（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十六条の二（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十九条、第二百五十条（第二百四十六条、第二百四十六条の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。）又は第二百五十八条から第二百六十一条までに規定する罪

〔三〕四十六 略

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

〔イ〕ニ 略

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）
、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百四十条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）
、第二百四十六条（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十六条の二（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十九条、第二百五十条（第二百四十六条、第二百四十六条の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。）又は第二百五十八条から第二百六十一条までに規定する罪

〔三〕四十六 同上

四十七 「同上」

〔イ〕ニ 同上

ホ 「同上」

(1) 「略」

(2) 刑法第七十七条第一項若しくは第三項、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六条又は第二百四十六条の二に規定する罪

〔(3) 略〕

(28) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第 号）第三条第二項又は第五条第一項若しくは第二項に規定する罪

へ 「略」

〔四十八 五十九 略〕

六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までに規定する罪

(1) 「同上」

(2) 刑法第七十七条、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六条又は第二百四十六条の二に規定する罪

〔(3) 同上〕

〔号の細分を加える〕

へ 「略」

〔四十八 五十九 同上〕

〔号を加える〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安

委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下「法律」という。)第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

一 [略]

二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項、第三百三条、第四百四条、第五百条の二、第七十五条、第七十七条第一項若しくは第三項、第七十九条第二項、第八十条(第七十七条第一項及び第三項並びに第七十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第八十一条第二項(第七十七条第一項及び第三項、第七十九条第二項並びに第八十条に係る部分に限る。)、第八十二条第三項、第八十五条から第八十七条まで、第九十九条、第二百一条、第二百三条(第九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)から第四項まで、第

改正前

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第一条 「同上」

一 「同上」

二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項、第三百三条、第四百四条、第五百条の二、第七十五条、第七十七条、第七十九条第二項、第八十条(第七十七条及び第七十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第八十一条第二項(第七十七条、第七十九条第二項及び第八十条に係る部分に限る。)、第八十五条から第八十七条まで、第九十九条、第二百一条、第二百三条(第九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)から第四項まで、第二百二十八条(第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第

二百二十八条（第二二十五条、第二二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百四十条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十六条（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十六条の二（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百五十条（第二百四十六条、第二百四十六条の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。）、又は第二百五十八条から第二百六十一条までに規定する罪

〔三〕四十六 略

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

〔イ〕ニ 略

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

二百二十六条の三まで並びに第二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百四十条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十六条（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十六条の二（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百五十条（第二百四十六条、第二百四十六条の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。）、又は第二百五十八条から第二百六十一条までに規定する罪

〔三〕四十六 同上

四十七 「同上」

〔イ〕ニ 同上

ホ 「同上」

(1) 「略」

(2) 刑法第七十七条第一項若しくは第三項、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六条又は第二百四十六条の二に規定する罪

〔(3) 略〕

(28) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第 号）第三条第二項又は第五条第一項若しくは第二項に規定する罪

へ 「略」

〔四十八 五十九 略〕

六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までに規定する罪

(1) 「同上」

(2) 刑法第七十七条、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六条又は第二百四十六条の二に規定する罪

〔(3) 同上〕

〔号の細分を加える〕

へ 「略」

〔四十八 五十九 同上〕

〔号を加える〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(確認事務の委託の手續等に関する規則の一部改正)

第八条 確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

一 [略]

二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項、第三百三条、第四百四条、第五百条の二、第七十五条、第七十七条第一項若しくは第三項、第七十九条第二項、第八十条(第七十七条第一項及び第三項並びに第七十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第八十一条第二項(第七十七条第一項及び第三項、第七十九条第二項並びに第八十条に係る部分に限る。)、第八十二条第三項、第八十五条から第八十七条まで、第九十九条、第二百一条、第二百三条(第九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)から第四項まで、第

改正前

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第三条 「同上」

一 「同上」

二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項、第三百三条、第四百四条、第五百条の二、第七十五条、第七十七条、第七十九条第二項、第八十条(第七十七条及び第七十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第八十一条第二項(第七十七条、第七十九条第二項及び第八十条に係る部分に限る。)、第八十五条から第八十七条まで、第九十九条、第二百一条、第二百三条(第九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)から第四項まで、第二百二十八条(第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第

二百二十八条（第二二十五条、第二二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百四十条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十六条（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十六条の二（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百五十条（第二百四十六条、第二百四十六条の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。）、又は第二百五十八条から第二百六十一条までに規定する罪

〔三〇四十六 略〕

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

〔イ〇二 略〕

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

二百二十六条の三まで並びに第二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百四十条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十六条（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十六条の二（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百五十条（第二百四十六条、第二百四十六条の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。）、又は第二百五十八条から第二百六十一条までに規定する罪

〔三〇四十六 同上〕

四十七 「同上」

〔イ〇二 同上〕

ホ 「同上」

(1) 「略」

(2) 刑法第七十七条第一項若しくは第三項、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六条又は第二百四十六条の二に規定する罪

〔(3) 略〕

(28) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第 号）第三条第二項又は第五条第一項若しくは第二項に規定する罪

へ 「略」

〔四十八 五十九 略〕

六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までに規定する罪

(1) 「同上」

(2) 刑法第七十七条、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六条又は第二百四十六条の二に規定する罪

〔(3) 同上〕

〔号の細分を加える〕

へ 「略」

〔四十八 五十九 同上〕

〔号を加える〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和五年七月十三日から施行する。

(警備業の要件に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の警備業の要件に関する規則（以下この条において「新規則」という。）

第一条の規定の適用については、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第百七十七条、第百七十八条第二項又は第百八十条若しくは第百八十一条第二項（これらの規定中旧刑法第百七十七条又は第百七十八条第二項の罪に係る部分に限る。）に規定する罪は、新規則第一条第二号アに掲げる罪とみなす。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第四条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（以下この条において「新規則」という。）第一条の規定の適用については、旧刑法第百七十七条又は第百八十条若しくは第百八十一条第二項（これらの規定中旧刑法第百七十七条の罪に係る部分に限る。）に規定する罪

は、新規則第一条第二号に掲げる罪とみなす。